事業主の皆さまへ

令和８年熊本地震の災害に伴う雇用調整助成金の特例措置を実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

特例措置の内容

令和８年熊本地震に伴う経済上の理由により休業、教育訓練又は出向を行う事業主であって**休業等の初日**が**令和８年７月２８日から令和９年１月２７日まで**である場合が対象です。

本特例は1年の期間内に実施した休業等が助成の対象です。
ただし上限日数（1年間で１００日）に達した場合は、上限日数までが助成対象となります。

※ 例えば週５日勤務の事業所で、週の半分を休業させた場合は、約１０か月助成金を受けられます。

全国の事業所を対象とした措置

1. **令和８年熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小する事業主**が対象となります（詳細は裏面）
2. **生産指標の確認期間**を3か月から**1か月に短縮**します
3. 最近3か月の**雇用量が**対前年比で**増加していても助成対象**とします
4. 地震発生時に事業所**設置後1年未満**の事業主も**助成対象**とします
5. **計画届の事後提出を可能**とします。

熊本県内の事業所のみを対象とした追加措置

6. **残業相殺のルールを撤廃**します（詳細は裏面）
7. **教育訓練の実施状況に応じて助成率を引き下げるルールを撤廃**します（詳細は裏面）

厚生労働省

LL080825企01

「経済上の理由」について

令和８年熊本地震に伴う「経済上の理由」（経済的な取引関係の悪化・困難等の事情）の具体的なケースは以下のとおりです。

① 需要の減少又は風評被害による販売又は集客の困難
② 取引先の被災による、原材料や商品等の取引困難
③ 交通の途絶による、製品や原材料などの運送、従業員の通勤などの生産及び販売環境の悪化
④ 電気、水道及びガス等の供給や通信の途絶又は困難による生産及び販売環境の悪化
⑤ 損壊した施設又は設備等の修理業者の手配又は修理部品の調達等に関して災害の影響等により期間を要する場合

なお、**令和８年熊本地震に伴い施設や設備が直接的な被害を受け事業活動を休止・縮小する場合であっても、その休止・縮小が上記①から⑤に掲げる理由を伴うものであれば、「経済上の理由」があるものとして取り扱います。**

残業相殺のルールの撤廃

通常、休業等をさせる一方で所定外労働を行わせた場合は、支給対象となる休業等の延べ日数から、所定外労働時間分を控除することとしていますが今回の特例では、本取扱いを撤廃します。

教育訓練の実施状況に応じて助成率を引き下げるルールを撤廃

通常、支給日数が３０日を経過した日以降は、教育訓練の実施率が１０％未満の場合に助成率を引き下げることとしていますが今回の特例では、本取扱いを撤廃します。

その他、雇用保険の適用事業所であること等の要件があります。
また、雇用調整助成金を申請した事業主は、提出又は提示した書類の写しその他支給要領に規定する各種書類を、支給決定日の翌日から起算して５年間保存する必要があります。
詳細は雇用調整助成金特設ページのガイドブック等をご確認ください。

雇用調整助成金
特設ページ
＞＞＞

中小企業庁においても、以下のような被災中小企業・小規模事業者への支援措置を実施しています。詳しくは、中小企業庁HPをご参照ください。

中小企業庁

- 特別相談窓口の設置
- 災害復旧貸付等の実施
- セーフティネット保証４号の適用
- 既往債務の返済条件緩和等の対応
- 小規模企業共済災害時貸付の適用
- 官公需を含めた中小受託事業者との適正取引に関する配慮要請

中小企業庁HP
＞＞＞